

## 浜松市地域活動支援センター 型事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第9号に基づき、障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 浜松市地域生活支援センター 型事業（以下「事業」という。）の実施主体は浜松市とする。ただし、当事業を浜松市中山間地域振興計画対象地域内で適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人又は特定非営利活動法人であって、この要綱の第7条第2項に規定する浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センター 型事業）実施施設・事業者台帳に登載された者に委託するものとする。

### (事業の対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、浜松市に住所を有する次の各号に掲げる者とする。

- (1) 在宅の障害者であり、通所することによりこの事業の効果が認められる者
- (2) 障害者総合支援法制度の対象となる障害者

### (事業内容)

第4条 利用者に対して行う事業は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 基礎的事業 利用者に生産活動の場を提供する事業及び社会参加促進事業
  - (2) 機能強化事業 利用者の能力開発に係る事業及び事業の高度化を図る事業
- (職員配置)

第5条 この事業を実施するものは、管理運営の責任者(以下「施設長」という。)を置かなければならない。

- 2 この事業に通所をする障害者等に生産活動の指導を行う者(以下「指導員」という)を2名以上置かなければならない。
- 3 指導員のうち1人名は、専任者でなければならない。
- 4 施設長は指導員を兼ねることができる。

### (利用者数)

第6条 1日当たりの実利用者は概ね10名以上とする。

### (事業実施の届出等)

第7条 事業の実施を希望する者(以下「事業実施者」という。)は、浜松市地域活動支援センター 型事業実施(変更)届出書(第1号様式)により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は前項の浜松市地域活動支援センター事業実施(変更)届出書を受理した時は、事業にかかる人員、設備及び運営に関する事項等を審査し、適当と認めた者を浜松市地

域生活支援事業(地域活動支援センター型事業)実施施設・事業者台帳(第2号様式、以下「台帳」という。)に登載するとともに、登載者に対し浜松市地域生活支援事業(地域活動支援センター型事業)実施施設・事業者登録通知書(第3号様式)を交付するものとする。

- 3 台帳に登載された事業実施者が事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、浜松市地域生活支援事業(地域活動支援センター型事業)廃止届(第4号様式)を市長に届け出なければならない。

(利用の登録・決定等)

第8条 事業を利用しようとする者は、浜松市地域生活支援事業(地域活動支援センター型事業)利用(変更)登録申請書(第5号様式、以下「申請書」という。)により申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに審査し、その要否を決定するとともに、浜松市地域生活支援事業利用(変更)決定通知書兼登録証(第6号様式)と浜松市地域生活支援事業受給者証(第7号様式)を発行し、利用が適当でないと認めた場合は、浜松市地域生活支援事業(地域活動支援センター型事業)利用却下通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(費用の支弁)

第9条 本事業に要する経費については、市長が別表に定める基準にしたがって算出した額から次条に定める額を除き、浜松市が支弁するものとする。

(費用の負担)

第10条 利用者は、別表の基準にしたがって算出した額の10分の1に相当する額を事業実施者に直接支払うものとする。

- 2 生活保護法第6条第1項に規定する被保護世帯(単体世帯を含む。)又は利用者及び配偶者の当該年度分の市民税が非課税の世帯は、前項の額についての負担は要しないものとする。

(事業実施者の責務)

第11条 事業実施者は、その業務を行うにあたっては障害者の人権を尊重してこれを行うとともに、当該障害者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない。

- 2 事業実施者は、法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第175号)の規定に基づき、事業の運営に努めなければならない。
- 3 事業実施者は、利用者へのサービス提供時における事故に備え、十分な責任賠償保険に加入しなければならない。
- 4 事業実施者は、サービスの提供において事故が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(報告等)

第12条 事業実施者は、受託に係る事業の毎月の実施状況について、翌月10日までに前月分を浜松市地域活動支援センター 型事業実施仕様書に基づき市長に報告しなければならない。

2 市長は、事業の適切な運営を確保するため、必要に応じて事業実施状況の調査を行うものとする。

3 市長は第1項の報告及び第2項の調査の結果、事業の機能が十分に果たすことができないと認められる場合は、事業の委託を取り消すことができるものとする。

(受給者証の再交付)

第13条 紛失等の理由により受給者証の再交付が必要な場合は、浜松市地域生活支援事業受給者証再交付申請書(第9号様式)により申請するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別表（第9条関係）

浜松市地域活動支援センター 型事業経費基準額は、次に定める運営費、中山間地域通所支援加算、中山間地域運営費支援加算、視覚障害者生活訓練等指導加算の合計額とする。

1 運営費

運営費は、月額単価に実利用者数を乗じて算定する。ただし、1か月の実利用者は20人を限度とする。

区分	普通障害（A）	重度障害（B）	重複障害（C）
月額単価 （1人当たり）	52,000 円	62,000 円	70,000 円
対象	<p>所得税法（昭和40年法律第33号。この表において同じ。）に定める障害者又はこれに準ずる者で次の各号に該当する者</p> <p>身体障害者手帳3級以下</p> <p>療育手帳B</p> <p>精神障害者保健福祉手帳2級又は3級</p> <p>その他の障害者（発達障害等障害者手帳非該当の障害者）</p>	<p>所得税法に定める特別障害者で次の各号に該当する者</p> <p>身体障害者手帳1級又は2級</p> <p>療育手帳A</p> <p>精神障害者保健福祉手帳1級</p>	<p>所得税法に定める特別障害者で、2以上の障害を併せ持つ者</p> <p>（特別障害者であれば他の障害の等級や障害者手帳の所持は問わない。また、医師の診断書で判断することも可能）</p>

（備考） 1 利用者が算定対象の1か月間出勤しなかった場合は、指導員の家庭訪問等の記録を出勤とみなして算定する。ただし、3か月間を限度とする。

2 利用者の1か月間の出勤率が開所日数の50パーセント未満であった場合の月額単価は、月額単価の80パーセントとする。

2 中山間地域通所支援加算（年間 100 万円を限度とする。）

単 価	通所支援 1 日当たり 6,200 円
対 象	障害者等に交付する外出支援助成券に関する規則(昭和 49 年浜松市規則第 85 号。以下「規則」という)第 3 条に定めるガソリン等給油所の利用券交付地域に住所を有する障害者が、地理的条件で単独で通所が困難なため、地域活動センターが介助者を配置し通所者を支援する場合

3 中山間地域運営費支援加算

単 価	運営費の月額単価の 10 パーセント
対 象	規則第 3 条に定めるガソリン等給油所の利用券交付地域に住所を有する障害者が利用する地域活動支援センターの実利用者数が、安定的な事業運営水準（1 か月 10 人未満）を下回る場合

4 視覚障害者生活訓練等指導加算（年間 100 万円を限度とする。）

単 価	指導 1 回当たり 10,000 円
対 象	地域活動支援センターにおいて、点字指導員及び視覚障害者生活訓練指導員が視覚障害者への生活訓練等を行う場合（1 回の指導時間は 2 時間以内）

(第1号様式)

浜松市地域生活支援事業(地域活動支援センター型事業)実施(変更)届出書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地 〒 -

電話番号( ) -

名称

及び

代表者名

印

浜松市地域活動支援センター型事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

事業所・施設 の名称	
事業所・施設の所在地	
事業の開始の予定年月日	
届出者の定款、寄附行為等 及びその登記簿の謄本	
事業所・施設の平面図	
事業所・施設の設備の概要	
事業所の管理者の氏名	
運営規程	
利用者からの苦情を解決するために 講ずる措置の概要	
事業の従事者の勤務 の体制及び勤務形態	
当該届出に係る事業の内容	
その他参考事項	

備考： 印については、関係書類を添付してください。

(第2号様式)

浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センター 型事業）実施施設・事業者台帳

番 号	届出者 名 称	事業所 の名称	事業所 の所在地	事業の 内 容	登 載 年 月 日 発 番 号	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(第3号様式)

浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センター 型事業）  
実施施設・事業者台帳登載通知書

令和 年 月 日  
番 号

様

浜松市長

令和 年 月 日付け届出について、内容を審査した結果、浜松市地域活動支援センター 型事業実施要綱第7条第2項の規定により、令和 年 月 日をもって浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センター 型事業）実施施設・事業者台帳に登載したことを通知します。

なお、当該届出の内容に変更があった場合には、速やかに届け出てください。

実施事業所



(第4号様式)

浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センター 型事業）廃止届

廃止予定年月日	令和 年 月 日
廃止の理由	
現に事業を利 用している者 に対する措置	
<p>上記のとおり浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センター 型事業）を廃止しますので、浜松市地域活動支援センター 型事業実施要綱第7条第3項の規定により届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>事業経営者 所在地</p> <p>名 称 及び 代表者名</p> <p>印</p> <p>(あて先) 浜松市長</p>	

(第5号様式)

浜松市地域生活支援事業(地域活動支援センター型事業)利用(変更)登録申請書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者(保護者) 住 所  
氏 名  
電話番号

浜松市地域活動支援センター型事業実施要綱第8条の規定により、浜松市地域活動支援センター型事業のサービスを利用したく申請します。

記

申請に係る児童者	ふりがな		生年月日		
	氏名		昭和 平成 年 月 日		
	障害の状況	手帳の有・無 (療育・身障・精神)	診断書の添付		有・無
		・手帳有の場合は等級等			
通学・通園・通所等の状況					
希望するサービスの内容					
世帯の状況	氏名	続柄	年齢	市民税の課税状況	備考
承諾	申請に必要な所得等の調査をすることに異存ありませんので、世帯全員の課税情報等の資料閲覧を承諾します。				
	承諾者氏名			印	

(第6号様式)

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康友

浜松市地域生活支援事業利用(変更)決定通知書兼登録証

浜松市地域生活支援事業によるサービスの利用について  
次のとおり決定したので通知します。

記

		受給者番号
申請に係る 障害児者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
児童の場合保護者氏名		
決定期間		
決定内容	日中一時支援 移動支援 地域活動支援センター	時間 / 月 時間 / 月
費用負担	備考	

第7号様式

(表)

浜松市地域生活支援事業受給者証		
受給者	番 号	
	居住地	
	刀ガナ	
	氏 名	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日 男 女
児童	刀ガナ	
	氏 名	
	生年月日	昭和 平成 令和 年 月 日 男 女
交付年月日		
支給市町村名及び印		静岡県浜松市 印

支給決定の内容		
移動支援	支給決定期間	
	支給量等	(身体介護 ) 時間 / 月
日中一時支援	支給決定期間	
	支給量等	時間 / 月

支給決定の内容		
地域活動支援センター	支給決定期間	
	支給量等	回 / 月
利用者負担		負担額
特記事項欄		

第7号様式

(裏)

注意事項欄		利用事業所		担当課連絡先	
<p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。</p> <p>2 利用の決定を受けた場合、浜松市地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター）を受けようとするときは、必ずこの証を浜松市地域生活支援事業実施施設・事業者台帳に登載された事業者等に提示し、サービスを受けてください。</p> <p>3 サービスを受けるときに支払う金額は、表面「利用者負担額」欄の記載のとおりです。</p> <p>4 支給決定期間を経過したときは、支給を受けられませんので、支給期間を経過する前に、この証を添えて、支給の再申請をしてください。</p> <p>5 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をする必要があります。また、他の種類の浜松市地域生活支援事業を受ける場合は、支給申請が必要ですので、支給決定を受けた担当課にご相談ください。</p> <p>6 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に支給決定を受けた担当課にご連絡、ご相談ください。</p> <p>7 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。</p> <p>また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに返してください。</p> <p>8 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を返してください。</p> <p>9 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p>		移動支援			
		日中一時支援	事業所 短期入所		
			対策事業所 放課後児童		
センター 支援	地域活動				
				予備欄	

(第8号様式)

浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センター 型事業）利用却下通知書

令和 年 月 日

様

浜松市長

令和 年 月 日付けで申請のあった浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センター 型事業）については、次により利用できないので通知します。

理 由

(第9号様式)

浜松市地域生活支援事業受給者証再交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者(保護者)

住 所

氏 名

電話番号

浜松市地域生活支援事業受給者証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

受給者証番号		
申請にかかる 障害児者	フリガナ 氏 名	
	生年月日	年 月 日
再交付申 請の理由		